

## 個人情報取扱特記事項

### (基本事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による工事を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による工事に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後において同様とする。

### (使用者への周知)

第3 乙は、この工事に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による工事に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (適正な管理)

第4 乙は、この契約による工事に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (収集の制限)

第5 乙は、この契約による工事を実施するために個人情報を収集するときは、当該工事を実施するために必要な範囲で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (利用および提供の制限)

第6 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による工事に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

### (複写、複製の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による工事を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### **(再委託の禁止)**

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

#### **(資料等の返還)**

第9 乙は、この契約による工事を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、工事完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### **(事故発生時における報告)**

第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### **(実地調査)**

第11 甲は、乙がこの契約による工事を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

#### **(指示)**

第12 甲は、乙がこの契約による工事を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

#### **(契約解除)**

第13 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

#### **(損害賠償)**

第14 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

(注)この特記事項中「甲」は発注者である秋田市上下水道局を、「乙」は請負者をいう。